

市第67号議案

横浜市スポーツ施設条例等の一部改正

横浜市スポーツ施設条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 12 月 6 日 提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市スポーツ施設条例等の一部を改正する条例

（横浜市スポーツ施設条例の一部改正）

第 1 条 横浜市スポーツ施設条例（平成10年 3 月横浜市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 第 5 号エ中「額（」の次に「3 時間当たりの利用料金の額を定めているものにあつては当該額に 3 分の 1、」を加え、「、当該」を「当該」に改め、同号を同表第 6 号とし、同表第 4 号を同表第 5 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(4) 横浜市本牧市民プール

種 別	単 位	利 用 料 金
個人 利用	プール 1 人 1 日につき	円 1,400 中学生 700 小学生以下の者 400
貸切 利用	プール 3 時間につき	216,000
駐車場	プールを個人利用する場合	1 台 1 日につき 1,000
	その他の場合	1 台 1 時間につき 200

附帯設備	1 式又は 1 台、1 日 につき	2,800
------	----------------------	-------

(横浜市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 横浜市スポーツ施設条例の一部を改正する条例（令和 3 年 12 月横浜市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、同号の前に 1 号を加える改正規定中「第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし」を「第 3 号を第 3 号の 2 とし」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

横浜市本牧市民プールの利用料金を定める等のため、横浜市スポーツ施設条例等の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市スポーツ施設条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

別表第 3（第 13 条第 2 項）

（第 1 号から第 3 号まで省略）

(4) 横浜市本牧市民プール

種 別		単 位	利用料金
個人 利用	プール	1 人 1 日につき	円 1,400 中学生 700 小学生以下の者 400
			貸切 利用
駐車場	プールを個人利用する場合	1 台 1 日につき	1,000
	その他の場合	1 台 1 時間につき	200
附帯設備		1 式又は 1 台、1 日 につき	2,800

(5)
(4) 横浜市港南プール、横浜市保土ヶ谷プール、横浜市旭プール
、横浜市金沢プール及び横浜市都筑プール

（表省略）

(6)
(5) 備考

（アからウまで省略）

エ 施設の貸切利用及び附帯設備の利用が、第 3 条の規定によ
り規則で定める正規の開館時間以外の時間（以下「時間外」

という。) にわたった場合の当該時間外に係る利用料金の額は、時間外における利用 1 時間につき、この表に定める当該施設及び附帯設備の 1 日当たりの利用料金の額に 12 分の 1 を乗じて得た額 (3 時間当たりの利用料金の額を定めているものにあつては当該額に 3 分の 1、2 時間当たりの利用料金の額を定めているものにあつては~~当該~~額に 2 分の 1 を乗じて得た額) に、1.25 を乗じて得た額とする。この場合において時間外における利用時間が 1 時間未満のとき、又は 1 時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間を 1 時間として計算する。

横浜市スポーツ施設条例の一部を改正する条例 (抜粋)

(上段 改正案
下段 現 行)

別表第 3 中 第 3 号を第 3 号の 2 とし
第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を
第 4 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(第 3 号省略)